

令和5年第1回奥州市議会定例会付議事件

(令和5年2月10日)

- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第1号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第2号 奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第3号 奥州市工業団地整備事業債償還基金条例の制定について
- 議案第4号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第5号 奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例及び奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市学校林条例の一部改正について
- 議案第7号 奥州市手数料条例の一部改正について
- 議案第8号 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正について
- 議案第9号 奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について
- 議案第10号 奥州市立放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 議案第11号 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第12号 奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第13号 江刺農業活性化センター条例の廃止について
- 議案第14号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
- 議案第15号 前沢ふれあいセンター及び俳句の庵の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 前沢温泉保養交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第17号 奥州市立古城放課後児童クラブの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

- 議案第18号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 議案第19号 北股辺地及び大森辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定に関し議決を求めることについて
- 議案第20号 奥州市過疎地域持続的発展計画の変更に関し議決を求めることについて
- 議案第21号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第22号 令和4年度奥州市一般会計補正予算（第13号）
- 議案第23号 令和4年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第24号 令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 令和4年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第27号 令和4年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第28号 令和4年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第29号 令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 令和4年度奥州市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 令和4年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 令和4年度奥州市病院事業会計補正予算（第8号）
- 議案第33号 令和5年度奥州市一般会計予算
- 議案第34号 令和5年度奥州市国民健康保険特別会計予算
- 議案第35号 令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第36号 令和5年度奥州市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計予算

議案第38号 令和5年度奥州市バス事業特別会計予算

議案第39号 令和5年度奥州市米里財産区特別会計予算

議案第40号 令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算

議案第41号 令和5年度奥州市水道事業会計予算

議案第42号 令和5年度奥州市下水道事業会計予算

議案第43号 令和5年度奥州市病院事業会計予算

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 菅原 達郎
生年月日 （略）

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の菅原達郎氏は、令和5年6月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 菊地 幸
生年月日 （略）

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

教育委員会の委員藤田登茂子氏は、令和5年3月31日をもって任期が満了するため、後任の委員として任命しようとするものである。

議案第 2 号

奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 10 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、当該計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税を免除することにより、過疎地域の特性に応じた産業の振興を促進するため、本件条例を制定しようとするものである。

奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号の産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）の区域内において、市町村計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条の農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替えをいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に対する法第24条の規定による固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の適用)

第2条 市町村計画に記載された産業振興促進区域において、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で、同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号の資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人にあっては、新設又は増設に限る。以下同じ。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得等をしたものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限り、その課税を免除する。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人にあっては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人にあっては2,000万円）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、市税を完納している者とする。

(課税免除の申請手続)

第3条 前条第1項の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(課税免除の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、課税免除の可否を決定し、規則で定めるところにより当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 前条の規定により課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 申請書の記載事項に変更があったとき。

(2) 事業を休止し、又は廃止したとき。

(課税免除の適用の承継)

第6条 課税免除の適用は、相続その他の事由によりその事業が承継された場合に限り、第2条第1項の規定による期間の残期間に対し、その事業を承継した者にこれを行う。

2 前項の場合において、事業を承継した者は、その事実が発生した日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し等)

第7条 市長は、第4条の規定により課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、又は課税免除をしないことができる。

(1) 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は休止の状況にあると認められるとき。

(2) 第2条に規定する課税免除の要件を欠いたと認められるとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年度分の固定資産税から適用する。

(奥州市企業立地奨励条例の一部改正)

2 奥州市企業立地奨励条例（平成18年奥州市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(他の条例との関係)

第8条 第4条第1項の規定は、奥州市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和5年奥州市条例第 号）第2条第1項の規定により課税免除を受けることのできる固定資産については、その課税免除を受けることのできる限りにおいて、適用しない。

議案第 3 号

奥州市工業団地整備事業債償還基金条例の制定について

奥州市工業団地整備事業債償還基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 10 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市が整備する工業団地の分譲用地の売払収入を工業団地整備事業債の償還に要する経費の財源に充てるため、本件条例を制定しようとするものである。

奥州市工業団地整備事業債償還基金条例

(設置)

第1条 市が整備する工業団地の分譲用地の売払収入を工業団地整備事業債の償還に要する経費の財源に充てるため、奥州市工業団地整備事業債償還基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的に従って使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 10 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を整理しようとするものである。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(まえさわ介護センター条例の一部改正)

第1条 まえさわ介護センター条例（平成18年奥州市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(奥州市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 奥州市子ども・子育て会議条例（平成25年奥州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」

を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

（奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正）

第4条 奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例（平成27年奥州市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

（奥州市立教育・保育施設における特別保育の実施に関する条例の一部改正）

第5条 奥州市立教育・保育施設における特別保育の実施に関する条例（平成27年奥州市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 号

奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例及び奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例及び奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を別紙のとおり一部改正するものとする。

令和 5 年 2 月 10 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

消防団員が職務のために出動等をした場合に費用を弁償する取扱いからその出動内容に応じた報酬を支給する取扱いに改めることにより、消防団員の処遇を改善し、もって消防団員の安定的な確保に寄与するため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例及び奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例（平成18年奥州市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 鳥獣被害対策実施隊員が職務のため出動等をしたときは、その費用を弁償するものとし、その額は、1,500円とする。ただし、市長が特に必要と認める場合に限る。

別表第1を別表とし、別表第2を削る。

(奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年奥州市条例第324号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、水火災、警戒、訓練等の職務に従事し、又は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に職務に従事した消防団員に対する第1条の規定による改正前の奥州市特別職の職員等に対する費用弁償に関する条例第2条第2項の規定及び第2条の規定による改正前の奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第10条の規定による費用の弁償については、なお従前の例による。

議案第 6 号

奥州市学校林条例の一部改正について

奥州市学校林条例を別紙のとおり一部改正するものとする。

令和 5 年 2 月 10 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

江刺地域に設置する小学校の統廃合に伴い、利用及び活用を行わないこととする学校林をその指定から除外するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市学校林条例の一部を改正する条例

奥州市学校林条例（平成18年奥州市条例第83号）の一部を次のように改正する

。

別表中 1 の項から14の項までを削り、15の項を 1 の項とし、16の項から19の項までを14項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例を別紙のとおり一部改正するものとする。

令和 5 年 2 月 10 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、低炭素建築物新築等計画の認定又は当該計画の変更の認定の申請に対する審査の対象となる建築物の区分を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例
奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する

別表第1の18の6の項金額の欄を次のように改める。

認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）

(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。以下この項及び次項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあっては、5,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内の場合 7万円（認定基準に適合する場合にあっては、1万円）

(ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内の場合 9万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万6,000円）

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）をいう。以下この項及び次項において同じ。） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額に次に掲げる共用部分の床面積（(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 10万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万円）

(イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円）

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び次項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万円）

a 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項、18の8の項、18の9の項及び18の11の項から18の13の項までにおいて「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項及び18の8の項から18の13の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び18の8の項から18の13の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万9,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 9万6,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万7,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 12万円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 38万円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定

- める基準に適合するものとしてされた認定申請 15万6,000円
- エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万円）
- a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 10万9,000円
- b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 4万8,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円）
- a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 13万8,000円
- b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 6万3,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円）
- a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 17万9,000円
- b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 8万4,000円
- オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)ア(ア)から(ウ)まで並びに(1)イ(ア)及び(イ)に定める額を合算した額に、(1)ウ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、(1)エ(ア)から(ウ)まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、(1)エ(ア)から(ウ)まで）に定める額を加算した額
- (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 建築物に係る部分 6の項に定める額
- イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ

。)に係る部分 7の項に定める額

別表第1の18の7の項金額の欄を次のように改める。

変更認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額）

(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積並びに同項(1)イ(ア)及び(イ)に定める共用部分床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで並びにイ(ア)及び(イ)に定める額

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(ウ)までに定める額

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)エ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(ウ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積、同項(1)イ(ア)及び(イ)に定める共用部分床面積並びに同項(1)ウ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(ウ)まで）に定める床面積の合計（同項(1)ウ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計）の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで、イ(ア)及び(イ)並びにウ(ア)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(ウ)まで）に定める額を合算した額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 6の項に定める額

イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額

別表第1の18の11の項金額の欄中「第12条第2項第2号」を「第14条第2項第2号」に改め、同表18の13の項金額の欄中「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」及び「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和4年10月1日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項の規定による変更の認定の申請（同日以後に同法第53条第1項の規定による認定の申請がされたものに係るものに限る。）に係る手数料について適用し、同日前に同法第53条第1項の規定による認定の申請がされたものに係る同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部改正について

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例を別紙のとおり一部改正するものとする。

令和 5 年 2 月 10 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

子どもの医療費における受給者負担額の全額を市が給付することにより、市の重点施策である子育て環境の充実に資するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（平成18年奥州市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額から、入院時食事療養費標準負担額相当額及び生活療養費標準負担額相当額を控除した額（以下「受給者負担額」という。）」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

議案第 9 号

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例を別紙のとおり一部改正するものとする。

令和 5 年 2 月 10 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市が岩手県競馬組合に対して貸し付けている岩手競馬経営改善推進資金の一部が同組合から繰上償還されたことに伴い、奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額から繰上償還された額に相当する額を減じ、もって一般会計に繰り入れるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例
奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例（平成19年奥州市条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「81億9,259万2,701円」を「81億4,611万4,864円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

奥州市立放課後児童クラブ条例の一部改正について

奥州市立放課後児童クラブ条例を別紙のとおり一部改正するものとする。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

施設の劣化の著しい奥州市立前沢放課後児童クラブを奥州市立古城放課後児童クラブに移転統合することにより、施設の衛生環境等を改善し、もって児童等が安全安心に利用できる施設とするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

奥州市立放課後児童クラブ条例（平成23年奥州市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立前沢放課後児童クラブの項を削る。

第13条第1項第10号中「第12条ただし書」を「前条ただし書」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第11号

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり一部改正するものとする。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに従い、又はこれを参酌して定める市の基準を改めるため、及び民法の一部改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除されたことに伴い、市の基準に定める懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

（奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中奥州市家庭的
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定及び第 2
条の規定は、公布の日から施行する。

議案第12号

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり一部改正するものとする。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これを参酌して定める市の基準を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の奥州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「構ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第13号

江刺農業活性化センター条例の廃止について

江刺農業活性化センター条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農業振興を図るために設置している奥州市江刺農業活性化センターを地域農業に精通する岩手江刺農業協同組合に譲渡し、もって当該施設の有効活用及び農業の活性化を図るため、本件条例を廃止しようとするものである。

江刺農業活性化センター条例を廃止する条例

江刺農業活性化センター条例（平成18年奥州市条例第202号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第14号

財産の譲渡に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲渡する目的

地域農業に精通する相手方に財産を無償譲渡することにより、当該財産の有効活用及び農業の活性化を図るため。

2 譲渡する財産

(1) 建物

所在地	種類	構造	床面積	備考
岩手県奥州市江刺岩谷堂字反町362番地1	事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	555.34㎡	区分所有建物の専有部分を譲渡

(2) 物品

名称	数量
会議用机	59台
事務用机	5台
カウンター	3台
会議用椅子	169脚
事務用椅子	7脚
書庫	2台
ホワイトボード	1台
椅子ドーリー（台車）	8台
エンドパネル	1枚

3 譲渡の相手方

住所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字反町362番地1

氏名 岩手江刺農業協同組合

代表理事組合長 小川 節男

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市有財産の有効活用及び農業の活性化を図るため、奥州市江刺農業活性化センターの用に供している財産を無償譲渡しようとするものである。

議案第15号

前沢ふれあいセンター及び俳句の庵の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

前沢ふれあいセンター及び俳句の庵の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 前沢ふれあいセンター
 - (2) 俳句の庵
- 2 指定管理者となる団体の名称
 - 住 所 岩手県奥州市水沢佐倉河字石橋41番地
 - 団 体 名 一般財団法人奥州市文化振興財団
 - 代表者名 理事長 菅原 義子
- 3 指定の期間
 - 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

前沢ふれあいセンター及び俳句の庵の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第16号

前沢温泉保養交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

前沢温泉保養交流館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
前沢温泉保養交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市前沢駅東三丁目4番地15
団 体 名 株式会社前沢温泉
代表者名 代表取締役 佐々木 裕
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

前沢温泉保養交流館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第17号

奥州市立古城放課後児童クラブの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市立古城放課後児童クラブの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市立古城放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢南町5番12号
団 体 名 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
代表者名 会長 田面木 茂樹
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市立古城放課後児童クラブの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第18号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増減させ、及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合が解散すること及び令和5年4月1日から盛岡広域環境組合が岩手県市町村総合事務組合に加入することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議をしようとするものである。

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変 更 前		変 更 後	
別表第 1 （第 2 条関係）		別表第 1 （第 2 条関係）	
盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合	盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合	<u>盛岡広域環境組合</u>	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合	釜石大槌地区行政事務組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合	岩手沿岸南部広域環境組合	盛岡北部行政事務組合
<u>岩手県沿岸知的障害児施設組合</u>	盛岡地区衛生処理組合	宮古地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合	一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合	大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合	大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合	奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合	北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合	北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合	岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団		岩手中部水道企業団	
別表第 2 （第 3 条関係）		別表第 2 （第 3 条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村（盛岡市を除く。）及び一部事務組合等（矢櫃山造林一部事務組合、盛岡地区衛生処理組合、滝沢・雫石環境組合及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。）	1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村（盛岡市を除く。）及び一部事務組合等（ <u>盛岡広域環境組合</u> 、 <u>矢櫃山造林</u> 一部事務組合、盛岡地区衛生処理組合、滝沢・雫石環境組合及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。）
（略）		（略）	

議案第19号

北股辺地及び大森辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定に関し議決を求めることについて

北股辺地及び大森辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

北股辺地にあつては国見平スキー場、大森辺地にあつては衣川ふるさと自然塾の施設を整備し、もって当該辺地の産業振興と地域活性化を図るため、本計画を策定しようとするものである。

総 合 整 備 計 画 書

岩手県奥州市衣川 北股辺地
(辺地の人口426 人 面積 44.4km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

奥州市衣川増沢、大平、有浦、小田、長袋、西窪、石生、古館、外の沢、衣原、天田、中屋敷、苗代沢、桑畑、長塚、国見

(2) 辺地の中心の位置

奥州市衣川天田 5-2

(3) 辺地度点数

184 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

北股辺地は、当市衣川地域の北西部に位置し、辺地地域を通る県道で地域の中心部と結ばれている。

当該辺地には、観光・レクリエーション施設である国見平スキー場が設置されており、都市との交流や観光客誘致による地域活性化のための重要な役割を果たしてきた。

当該施設は東日本大震災の影響による水源の変化により水の確保ができず、近隣の温泉施設から水道水を運搬し営業を続けている状況である。スキー場の安全な運営と利用者の利便性向上のため、新たな水源の確保が必要となっている。

以上の状況を踏まえ、本辺地の総合的な対策として、国見平スキー場の整備を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間

(単位 千円)

区 分 施 設 名 事 業 主 体 名		事 業 費	財 源 内 訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
産業振興施設 (観光・レク リエーション 施設)	奥州市	17,199	0	17,199	17,100
合	計	17,199	0	17,199	17,100

総合整備計画書

岩手県奥州市衣川 大森辺地

(辺地の人口 106人 面積 12.08km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

奥州市衣川上大森、下大森、長板沢、雲南田向、菖蒲平、桧山沢山、山田、鞍掛

(2) 辺地の中心の位置

奥州市衣川桧山沢山20－4

(3) 辺地度点数

124点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

大森辺地は、当市衣川地域の南西部に位置し、衣川北股地区と同南股地区の間にある山間地であり、四方からの市道や林道により他地域と結ばれている。

当該辺地には、レクリエーション施設である衣川ふるさと自然塾が設置されており、めぐまれた自然環境を活用し、環境教育を通して青少年等の健全な育成を図る役割を果たしてきたが、近年では、耐用年数の到来により老朽化した施設が増加してきており、早急な改修が必要となっている。

以上の状況を踏まえ、本辺地の総合的な対策として、衣川ふるさと自然塾の整備を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

(単位 千円)

区分 事業主体名 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
産業振興施設 (観光・レクリエーション施設)	奥州市	87,992	0	87,992	87,700
合	計	87,992	0	87,992	87,700

議案第20号

奥州市過疎地域持続的発展計画の変更に関し議決を求めることについて

奥州市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市総合計画の見直しに伴い、農林水産物等販売施設整備事業、モバイルクリニック遠隔診療サービス事業等の新たな事業を追加するため、本計画を変更しようとするものである。

議案第21号

市道路線の廃止及び認定について

別冊調書のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

一般国道397号工事、開発道路の整備、利用実態に合わせた起終点の見直しなどにより市道路線の廃止及び認定をしようとするものである。

議案第22号

令和4年度奥州市一般会計補正予算（第13号）

令和4年度奥州市一般会計補正予算（第13号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第23号

令和4年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和4年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第24号

令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第25号

令和4年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第26号

令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第27号

令和4年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第28号

令和4年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）

令和4年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第29号

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第30号

令和4年度奥州市水道事業会計補正予算（第3号）

令和4年度奥州市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第31号

令和4年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和4年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第32号

令和4年度奥州市病院事業会計補正予算（第8号）

令和4年度奥州市病院事業会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第33号

令和5年度奥州市一般会計予算

令和5年度奥州市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第34号

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計予算

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第35号

令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第36号

令和5年度奥州市介護保険特別会計予算

令和5年度奥州市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第37号

令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計予算

令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第38号

令和5年度奥州市バス事業特別会計予算

令和5年度奥州市バス事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第39号

令和5年度奥州市米里財産区特別会計予算

令和5年度奥州市米里財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第40号

令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算

令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第41号

令和5年度奥州市水道事業会計予算

令和5年度奥州市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第42号

令和5年度奥州市下水道事業会計予算

令和5年度奥州市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第43号

令和5年度奥州市病院事業会計予算

令和5年度奥州市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月10日提出

奥州市長 倉 成 淳